

# 福井市観光交流センターの設置及び管理に関する条例

令和3年12月16日

条例第41号

## (設置)

第1条 来訪者への観光おもてなし拠点として、県内の観光情報を提供するとともに、地域の文化、歴史等を発信することにより、市民と来訪者の交流を促進し、もって観光の振興及び地域の活性化に資するため、福井市観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）を設置する。

## (位置)

第2条 観光交流センターは、福井市手寄1丁目1番1号に置く。

## (施設)

第3条 観光交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 観光案内所
- (2) レンタサイクル取扱所
- (3) 待合休憩スペース
- (4) 屋上広場、展示交流スペース及び屋内広場
- (5) 階段広場
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な施設

## (業務)

第4条 観光交流センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 観光案内に関すること。
- (2) レンタサイクルに関すること。
- (3) 休憩の場の提供に関すること。
- (4) 市民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (5) 地域及び交通情報の発信に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、観光交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務

## (利用時間)

第5条 観光交流センター（第3条第4号に掲げる施設を除く。）の利用時間は、規則で定める。

2 第3条第4号に掲げる施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による指定を受けて、観光交流センターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 観光交流センターの休館日は、設けないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館日を設けることができる。

（入館者の制限）

第7条 指定管理者は、観光交流センターに入館した者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、観光交流センターから退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 観光交流センターの施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、施設等の管理及び運営上支障があると認めるとき。

（利用の承認）

第8条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、観光交流センターの管理及び運営上必要があると認める場合は、前項の承認（以下「利用の承認」という。）に条件を付することができる。

（利用の不承認）

第9条 指定管理者は、利用の承認を申請する者による観光交流センターの利用が、第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないものとする。

。

(利用料金)

第10条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める上限額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 利用者は、利用料金を前払いしなければならない。ただし、指定管理者が後払いすることについて特別の理由があると認めるときは、後払いすることができる。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第12条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、当該利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(特別設備等の制限)

第13条 利用者は、施設等の利用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(入館者及び利用者の遵守事項)

第14条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は破損しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

2 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた利用内容を変更し、又は利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用の承認の際に付した条件に違反しないこと。

(3) 利用の承認を受けた施設等を転貸し、又は当該利用の承認に基づく権利を譲渡しないこと。

(4) 利用の承認を受けないで、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理及び運営上支障がある行為をしないこと。

(利用の承認の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 災害その他事故により施設等を利用することができなくなったとき。

(4) 工事その他観光交流センターの維持管理上やむを得ない理由により施設等を利用することができなくなったとき。

2 前項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することにより、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じたときにおいて利用者に損失が生じても、市長及び指定管理者は、その損失を補償しない。

(利用者の原状回復義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第17条 入館者及び利用者は、施設等を汚損し、破損し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 観光交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務のうち、同条第3号から第6号までに掲げる業務
- (2) 利用の承認に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光交流センターの管理及び運営に必要な業務のうち、市長のみの権限に属するものを除く業務

(指定管理者による管理の期間の限度)

第20条 指定管理者が観光交流センターの管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第21条 指定管理者の指定（前条ただし書の再指定を含む。以下同じ。）を受けようとするものは、観光交流センターの各事業年度の事業計画書（次条において「事業計画書」という。）、各事業年度の収支予算書その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第22条 市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準の全てを満たしているもののうちから、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない。

- (1) 観光交流センターの運営が利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が観光交流センターの効用を最大限に発揮させているものであること。
- (3) 事業計画書の内容が観光交流センターの管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 指定管理者の指定の申請をしたものが、事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条の規定による申請がなかったとき、又は

特に必要と認めるときは、同条の規定による申請によらないで、観光交流センターの管理及び運営を効果的に達成することができるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をすることができる。

- 3 市長は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第2条の規定により設置する福井市指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

（指定の取消し等）

第23条 市長は、法第244条の2第11項により、前条第1項及び第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、新たな指定管理者が観光交流センターの管理及び運営を行うまでの期間又は指定管理者が管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における観光交流センターの管理及び運営は、必要に応じて市長が行うものとする。この場合において、第5条から第13条まで、第15条及び第16条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、市長の権限とし、市長がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、利用者は、第10条第2項の規定により定められた利用料金の額を使用料として市長に納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

（指定管理者の指定等の公示）

第24条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第25条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 観光交流センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 観光交流センターの利用料金の収入状況
- (3) 観光交流センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による観光交流センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項  
(報告の聴取等)

第26条 市長は、観光交流センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第27条 指定管理者は、観光交流センターの管理の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めてその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第28条 指定管理者の業務に関与する者は、観光交流センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の業務に関与しなくなった後も、同様とする。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第3条第1号及び第2号並びに第4条第1号及び第2号の規定は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 第18条の規定による指定管理者の指定その他指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第21条、第22条及び第24条の規定の例により行うことができる。

別表（第8条、第10条関係）

（単位 円）

区分	利用料金	
	1時間当たりの料金	全日（9時～22時）
屋上広場	2,150	23,650
展示交流スペース	1,070	11,770
屋内広場	1,250	13,750

## 備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 物品の販売又はこれに類する行為をする場合の利用料金は、当該物品の販売等の売上総額の10パーセントに相当する額を、この表に定める利用料金の額に加えた額とする。
- 3 利用料金の総額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。